

11月はねんきん月間

11月30日(土)(いいみらい)は「年金の日」です

国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。

国民年金加入者の種類と保険料の納め方

国内に住む20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。就職や退職で被保険者区分が変わる場合は、市役所で手続きが必要です。

被保険者区分	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	学生や自営業などとその配偶者	会社員や公務員など(厚生年金加入者)	第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料の納付	月額16,980円(令和6年度)を下記の方法(※)で納めます。	本人負担分が給料から天引きされ、勤務先を通じて納めます。	配偶者の加入している年金制度が負担します。

※第1号被保険者は納付書、口座振替、クレジットカードから納付方法を選べます。

保険料の納付が困難なとき

未納のままにせず、学生納付特例、納付猶予、免除の各制度を活用しましょう。

ねんきんネットで自分の年金記録を確認

「ねんきんネット」では、いつでも自分の年金記録を確認できます。年金記録からさまざまな条件を設定して、年金見込額の試算をすることもできます。年金受給見込額を確認して未来の生活設計について考えてみませんか？

●日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



●ねんきん定期便・ねんきんネットなど専用ダイヤル/0570-058-555

受付時間/●月曜日:8時30分~19時●火~金曜日:8時30分~17時15分●第2土曜日:9時30分~16時

☎国保年金課 995-1813

11月・12月は税の滞納整理強化月間

税金は納期限内に納めましょう

税金は、私たちが安心して暮らせるまちづくりに欠かせない福祉や教育、公共施設の整備などに使われる貴重な財源です。11月・12月を「税の滞納整理強化月間」と定め、税の徴収強化に取り組みます。

納期限内に納付しましょう

税金を滞納すると、市の財政を圧迫し、行政サービスの提供に支障をきたすことがあります。未納とならないように、納期限内の納付をお願いします。

滞納者の財産は差し押さえられます

税金が納期限内に納付されない場合、未納をお知らせする督促状などを送付します。市では、相談がなく納付しない滞納者に対して、給与、年金、売掛金、預金、生命保険、不動産などの財産を差し押さえる滞納処分を行っています。

納税に困ったら早めに相談を！

火災や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情で納期限までに納付ができない場合は、直接または電話で相談してください。

11月11日から17日は「税を考える週間」です

テーマ
これからの社会に向かって

国税庁では、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、国税庁ホームページで様々な情報を提供しています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp>

税を考える週間 検索



☎税務課管理納税・徴収対策係 995-1811